

## はしがき

2020年版刊行に寄せて

金融取引は、民法や会社法をはじめとする様々な法令の裏付けによって成り立っており、ここ数年の法改正や立法の動向をみても、関係法令の把握は、今日ますますその重要性を増してきたといつてよい。しかしながら、すべての法令を網羅した六法全書を脇に実務を行うわけにもいかず、さりとて一般の小六法では金融取引に関係する法令が十分に収録されていない。そのような金融実務家からの要請に応えるべく誕生したのが、この「金融取引小六法」である。本小六法は、一九七五年に初版を刊行して以来、金融取引に必要な十分な法令をコンパクトにまとめたものとして、四〇年以上の長きに亘って愛用されてきた。

また、法令以外にも、金融取引に関係する重要判例が掲載されているのも本小六法の大きな特徴である。金融機関の実務は、個々の法令のほかに判例が重要な意味をもっている。重要判例を取引ごとに分類しその要旨が簡潔に掲載されていることは、日頃の学習に至便であり、正確な実務の遂行に資すること大である。この登載判例の編集については、金融実務に造詣の深い黒田直行先生（元大阪高等裁判所判事）に長年お世話になっているが、その的確な判例の選択について感謝の意を表したい。

本小六法は、「銀行業務検定試験」の学習用としても活用いただいております。特に、法務2級、「コンプライアンス・オフイサー認定試験」の金融コンプライアンス・オフイサー1級試験では持込み可となっている。その意味からも、毎年の刊行にあたっては、法令の収録、判例の選択について十分な配慮をしているところである。

二〇二〇年版では、同年四月施行の債権法（民法の債権関係）の改正、および同改正に伴う関係法律の改正、その他民事執行法、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則等五四の法改正を収録するとともに、判例については二五件追加した（収録法令は二〇一九年七月三十一日までに公布されたものに基づいている）。

なお、今回、債権法改正等による大幅な改正に合わせて、ケースのデザインを一新した。

本小六法が、金融機関関係職員をはじめ、広く金融業務に携わる方々にご活用いただければ幸甚である。

二〇一九年一月

編集代表 神田秀樹

五十音順法令索引

金融商品の販売等に関する法律……………九三六  
金融商品の販売等に関する法律  
施行令……………九四四  
確保に関する法律(抄)……………九四四  
借地借家法……………九六  
出資の受入れ、預り金及び金利  
等の取締りに関する法律……………九〇四

外国為替及び外国貿易法……………八三三

会社更生法(抄)……………五三四  
刑法(抄)……………九六六

会社法……………一七五  
後見登記等に関する法律……………一六九  
工場抵当法(抄)……………二一八  
信託業法(抄)……………六八〇  
商法(抄)……………三五三

貸金業法(抄)……………八八五  
信託法(抄)……………一三三

貸付信託法……………八二〇  
信用金庫法……………六〇九

株式会社商工組合中央金庫法(抄)……………八二一  
信用保証協会法……………七九九

仮登記担保契約に関する法律……………二〇〇  
係る不正行為を助長する行為

偽造カード等及び盗難カード等……………  
等の防止を図るための麻薬及び  
向精神薬取締法等の特例等

を用いて行われる不正な機械……………  
に関する法律(抄)……………九八〇

式預貯金払戻し等からの預貯……………  
の調整に関する法律……………九八〇

金者の保護等に関する法律……………八七四  
建物の区分所有等に関する法律……………一〇五

行政手続における特定の個人を……………  
中小企業等協同組合法(抄)……………六五〇

識別するための番号の利用等……………  
中小企業における経営の承継の  
円滑化に関する法律……………九六八

に関する法律(抄)……………九五九  
著作権法(抄)……………九六九

供託法……………二一六  
行令(抄)……………九五五

協同組合による金融事業に関する……………  
手形法……………三六七

る法律(抄)……………六六三  
債権管理回収業に関する特別措

銀行法……………五五四  
置法……………八三三

銀行法施行規則(抄)……………六〇四  
電子記録債権法……………一四七

金融商品取引法(抄)……………六五三  
私的独占の禁止及び公正取引の  
特例に関する法律……………九四六

金融商品取引法(抄)……………六五三  
私的独占の禁止及び公正取引の  
特例に関する法律……………九四六

動産及び債権の譲渡の對抗要件 に関する民法の特例等に関する法律	一六三	等に関する法律	八七	民法	一
投資信託及び投資法人に関する法律(抄)	七〇	非訟事件手続法(抄)	三六七	民法施行法(抄)	八三
特定融資枠契約に関する法律	八四	不正競争防止法(抄)	九三	預金等に係る不当契約の取締に関する法律	九〇七
特許法(抄)	九五	不当景品類及び不当表示防止法	九四	預金保険法(抄)	八二五
日本銀行法(抄)	五三	不動産登記法(抄)	八四	利息制限法	九〇三
任意後見契約に関する法律	一六	弁護士法(抄)	一〇三	臨時金利調整法	九〇三
農業協同組合法(抄)	六六	法務局における遺言書の保管等に関する法律	一七	労働金庫法(抄)	六七五
農林中央金庫法(抄)	八〇五	保険業法(抄)	七七		
破産法	四三	保険業法施行規則(抄)	七九		
犯罪による収益の移転防止に関する法律	八四	保険法	三五六		
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	八五	〈み〉			
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(抄)	八五	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(抄)	九〇八		
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払		民事再生法	四七四		
		民事執行法	三九〇		
		民事訴訟法(抄)	三八一		
		民事保全法	四四		



第四款	免除	四
第五款	混同	四
第七節	有価証券	四
第一款	指図証券	四
第二款	記名式所持人払証券	四
第三款	その他の記名証券	四
第四款	無記名証券	四
第二章	契約	四
第一節	総則	四
第一款	契約の成立	四
第二款	契約の効力	四
第三款	契約上の地位の移転	四
第四款	契約の解除	四
第五款	定型約款	四
第二節	贈与	四
第三節	売買	四
第一款	総則	四
第二款	売買の効力	四
第三款	買戻し	四
第四節	交換	四
第五節	消費貸借	四
第六節	使用貸借	四
第七節	賃貸借	四
第一款	総則	四
第二款	賃貸借の効力	四
第三款	賃貸借の終了	四
第四款	敷金	四
第八節	雇用	五
第九節	請負	五
第十節	委任	五
第十一節	寄託	五
第十二節	組合	五
第十三節	終身定期金	五
第十四節	和解	五
第三章	事務管理	五
第四章	不当利得	五
第五章	不法行為	五

第四編	親族	五
第一章	総則	五
第一節	婚姻	五
第一款	婚姻の成立	五
第二款	婚姻の要件	五
第三款	婚姻の無効及び取消	五
第二節	婚姻の効力	五
第三節	夫婦財産制	五
第一款	総則	五
第二款	法定財産制	五
第四節	離婚	五
第一款	協議上の離婚	五
第二款	裁判上の離婚	五
第三章	親子	六
第一節	実子	六
第二節	養子	六
第一款	縁組の要件	六
第二款	縁組の無効及び取消	六
第三款	縁組の効力	六
第四款	離縁	六
第五款	特別養子	六
第四章	親権	六
第一節	総則	六
第二節	親権の効力	六
第三節	親権の喪失	六
第五節	後見	六
第一節	後見の開始	六
第二節	後見の機関	六
第一款	後見人	六
第二款	後見監督人	六
第三節	後見の事務	六
第四節	後見の終了	六
第六章	保佐及び補助	六
第一節	保佐	六
第二節	補助	六

第七章	扶養	六
第五編	相続	六
第一章	総則	六
第二章	相続人	六
第三章	相続の効力	六
第一節	総則	六
第二節	相続分	六
第三節	遺産の分割	六
第四章	相続の承認及び放棄	六
第一節	総則	六
第二節	相続の承認	六
第一款	単純承認	六
第二款	限定承認	六
第三款	相続の放棄	六
第五章	財産分離	六
第六章	相続人の不存在	六
第七章	遺言	六
第一節	総則	六
第二節	遺言の方式	六
第一款	普通的方式	六
第二款	特別的方式	六
第三款	遺言の効力	六
第四節	遺言の撤回	六
第五節	遺言の撤回及び取消し	六
第八章	配偶者の居住の権利	六
第一節	配偶者居住権	六
第二節	配偶者短期居住権	六
第九章	遺留分	六
第十章	特別の寄与	六
民法施行法(抄)		八
不動産登記法(抄)		八
借地借家法		九
第一章	総則	九
第二章	借地	九

第一節	借地権の存続期間等	九
第二節	借地権の効力	九
第三節	借地条件の変更等	九
第四節	定期借地権等	九
第三章	借家	一〇
第一節	建物賃貸借契約の更新等	一〇
第二節	建物賃貸借の効力	一〇
第三節	定期建物賃貸借等	一〇
第四章	借地条件の変更等の裁判手続	一〇
建物の区分所有等に関する法律		
第一章	建物の区分所有	一〇
第一節	総則	一〇
第二節	共用部分等	一〇
第三節	敷地利用権	一〇
第四節	管理者	一〇
第五節	規約及び集会	一〇
第六節	管理組合法人	一〇
第七節	義務違反者に対する措置	一一
第八節	復旧及び建替え	一一
第二章	団地	一一
第三章	罰則	一一
供託法		
第二章	罰則	一一
工場抵当法(抄)		
第二章	罰則	一一
仮登記担保契約に関する法律		
第二章	罰則	一一
信託法(抄)		
第二章	罰則	一一
電子記録債権法		
第一章	総則	一四
第二章	電子記録債権の発生、譲渡等	一四

第一節	通則	一四
第一款	電子記録	一四
第二款	電子記録債権に係る意思表示等	一四
第二節	発生	一四
第三節	譲渡	一四
第四節	消滅	一五
第五節	記録事項の変更	一五
第六節	電子記録保証	一五
第七節	質権	一五
第八節	分割	一五
第九節	電子債権記録機関の変更	一五
第十節	雑則	一五
第三章	電子債権記録機関	一五
第一節	通則	一五
第二節	業務	一五
第三節	口座間送金決済等に係る措置	一五
第四節	監督	一五
第五節	合併、分割及び事業の譲渡	一五
第六節	解散等	一五
第四章	雑則	一六
第五章	罰則	一六
動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律		
第一章	総則	一六
第二章	動産譲渡登記及び債権譲渡登記等	一六
第三章	補則	一六
任意後見契約に関する法律		
第二章	罰則	一六
後見登記等に関する法律		
第二章	罰則	一六
法務局における遺言書の保管等		
第二章	罰則	一六

に関する法律		
会社法・商法編		
会社法		
第一編	総則	一七
第一章	通則	一七
第二章	会社の商号	一七
第三章	会社の使用人等	一七
第一節	会社の使用人	一七
第二節	会社の代理人	一七
第四章	事業の譲渡をした場合の競争の禁止等	一七
第二編 株式会社		
第一章	設立	一七
第一節	総則	一七
第二節	定款の作成	一七
第三節	出資	一七
第四節	設立時役員等の選任及び解任	一七
第五節	設立時取締役等による調査	一七
第六節	設立時代表取締役等の選定等	一七
第七節	株式会社の成立	一七
第八節	発起人等の責任等	一七
第九節	募集による設立	一七
第一款	設立時発行株式を引き受ける者の募集	一七
第二款	創立総会等	一七
第三款	設立に関する事項の報告	一七
第四款	設立時取締役等の選任及び解任	一七

第五款	設立時取締役等による調査	一八
第六款	定款の変更	一八
第七款	設立手続等の特則等	一九
第二章	株式	一九
第一節	総則	一九
第二節	株主名簿	一九
第三款	株式の譲渡等	一九
第一款	株式の譲渡	一九
第二款	株式の譲渡に係る承認手続	二〇
第三款	株式の質入れ	二〇
第四款	信託財産に属する株式についての對抗要件等	二〇
第四節	株式会社による自己の株式の取得	二〇
第一款	総則	二〇
第二款	株主との合意による取得	二〇
第一目	総則	二〇
第二目	特定の株主からの取得	二〇
第三目	市場取引等による株式の取得	二〇
第三款	取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得	二〇
第一目	取得請求権付株式の取得の請求	二〇
第二目	取得条項付株式の取得	二〇
第四款	全部取得条項付種類株式の取得	二〇
第五款	相続人等に対する売却しの請求	二〇
第六款	株式の消却	二〇
第四節の二	特別支配株主の株	二〇

第五節	株式の併合等	二〇
第一款	株式の併合	二〇
第二款	株式の分割	二〇
第三款	株式無償割当て	二〇
第六節	単元株式数	二〇
第一款	総則	二〇
第二款	単元未満株主の買取請求	二〇
第三款	単元未満株主の売渡請求	二〇
第四款	単元株式数の変更等	二〇
第七節	株主に対する通知の省略等	二〇
第八節	募集株式の発行等	二〇
第一款	募集事項の決定等	二〇
第二款	募集株式の割当て	二〇
第三款	金銭以外の財産の出資	二〇
第四款	出資の履行等	二〇
第五款	募集株式の発行等をやめることの請求	二〇
第六款	募集に係る責任等	二〇
第九節	株券	二〇
第一款	総則	二〇
第二款	株券の提出等	二〇
第三款	株券喪失登録	二〇
第十節	雑則	二〇
第三章	新株予約権	二〇
第一節	総則	二〇
第二款	新株予約権の発行	二〇
第一款	募集事項の決定等	二〇
第二款	募集新株予約権の割当て	二〇
第三款	募集新株予約権に係る払込み	二〇
第四款	募集新株予約権の発行をやめることの請	二〇

第五款	雑則	二〇
第三節	新株予約権原簿	二〇
第四節	新株予約権の譲渡等	二〇
第一款	新株予約権の譲渡	二〇
第二款	新株予約権の譲渡の制限	二〇
第三款	新株予約権の質入れ	二〇
第四款	信託財産に属する新株予約権についての對抗要件等	二〇
第五節	株式会社による自己の新株予約権の取得	二〇
第一款	募集事項の定めに基づく新株予約権の取得	二〇
第二款	新株予約権の消却	二〇
第六節	新株予約権無償割当て	二〇
第七節	新株予約権の行使	二〇
第一款	総則	二〇
第二款	金銭以外の財産の出資	二〇
第三款	責任	二〇
第四款	雑則	二〇
第八節	新株予約権に係る証券	二〇
第一款	新株予約権証券	二〇
第二款	新株予約権付社債券	二〇
第三款	新株予約権証券等の提出	二〇
第四章	機関	二〇
第一節	株主総会及び種類株主総会	二〇
第一款	株主総会	二〇
第二款	種類株主総会	二〇
第三款	株主総会以外の機関の設置	二〇
第三節	役員及び会計監査人の選任及び解任	二〇

第一款	選任	三三
第二款	解任	三三
第三款	選任及び解任の手續	三三
第四節	取締役	三三
第五節	取締役會	三三
第一款	権限等	三四
第二款	運管	三四
第六節	會計參與	三四
第七節	監査役	三四
第八節	監査役會	三四
第一款	権限等	三四
第二款	運管	三四
第九節	會計監査人	三四
第一款	権限等	三四
第二款	運管	三四
第三款	監査等委員會設置會	三四
社	の取締役會の権限	三四
等		三四
第十節	指名委員會等及び執行	三四
役		三四
第一款	委員の選定、執行役	三四
の選任等		三四
第二款	指名委員會等の権限	三四
等		三四
第三款	指名委員會等の運管	三四
第四款	指名委員會等設置會	三四
社の取締役の権限等		三四
第五款	執行役の権限等	三四
第十一節	役員等の損害賠償責	三四
任		三四
第五章	計算等	三五
第一節	會計の原則	三五
第二節	會計帳簿等	三五
第一款	會計帳簿	三五
第二款	計算書類等	三五
第三款	連結計算書類	三五

第三節	資本金の額等	三五
第一款	總則	三五
第二款	資本金の額の減少等	三五
第一目	資本金の額の減少	三五
等		三五
第二目	資本金の額の増加	三五
等		三五
第三目	剰余金についての	三五
その他の処分		三五
第四節	剰余金の配当	三五
第五節	剰余金の配当等を決定	三五
する機關の特則		三五
第六節	剰余金の配当等に関する	三五
責任		三五
第六章	定款の変更	三六
第七章	事業の讓渡等	三六
第八章	解散	三六
第九章	清算	三六
第一節	總則	三六
第一款	清算の開始	三六
第二款	清算株式会社の機關	三六
第一目	株主總會以外の機	三六
關の設置		三六
第二目	清算人の就任及び	三六
の選任並びに監査役		三六
の退任		三六
第五目	取締役等に関する	三六
規定の適用		三六
第三款	財産目録等	三六
第四款	債務の弁済等	三六
第五款	残余財産の分配	三六
第六款	清算事務の終了等	三六
第七款	帳簿資料の保存	三六
第八款	適用除外等	三六
第二節	特別清算	三七
第一款	特別清算の開始	三七

第二款	裁判所による監督及	三七
び調査		三七
第三款	清算人	三七
第四款	監督委員	三七
第五款	調査委員	三七
第六款	清算株式会社の行為	三七
の制限等		三七
第七款	清算の監督上必要な	三七
処分等		三七
第八款	債権者集會	三七
第九款	協定	三七
第十款	特別清算の終了	三七
第三編	持分会社	三七
第一章	設立	三七
第二章	社員	三七
第一節	社員の責任等	三七
第二節	持分の讓渡等	三七
第三節	誤認行為の責任	三七
第三章	管理	三七
第一節	總則	三七
第二節	業務を執行する社員	三七
第三節	業務を執行する社員の	三七
職務を代行する者		三七
第四章	社員の加入及び退社	三七
第一節	社員の加入	三七
第二節	社員の退社	三七
第五章	計算等	三八
第一節	會計の原則	三八
第二節	會計帳簿	三八
第三節	計算書類	三八
第四節	資本金の額の減少	三八
第五節	利益の配当	三八
第六節	出資の払戻し	三八
第七節	合同会社の計算等に関	三八
する特別		三八
第一款	計算書類の閲覧に關	三八
する特則		三八

第二款	資本金の額の減少に 関する特則	二八二
第三款	利益の配当に関する 特則	二八三
第四款	出資の払戻しに關す る特則	二八三
第五款	退社に伴う持分の払 戻しに関する特則	二八三
第六章	定款の変更	二八四
第七章	解散	二八四
第八章	清算	二八五
第一節	清算の開始	二八五
第二節	清算人	二八五
第三節	財産目録等	二八六
第四節	債務の弁済等	二八六
第五節	残余財産の分配	二八六
第六節	清算事務の終了等	二八七
第七節	任意清算	二八七
第八節	帳簿資料の保存	二八七
第九節	社員責任の消滅時効	二八七
第十節	適用除外等	二八七
第四編	社債	二八八
第一章	総則	二八八
第二章	社債管理者	二八九
第三章	社債権者集会	二八九
第五編	組織変更、合併、会社分 割、株式交換及び株式 移転	二九五
第一章	組織変更	二九五
第一節	通則	二九五
第二節	株式会社の組織変更	二九五
第三節	持分会社の組織変更	二九六
第二章	合併	二九七
第一節	通則	二九七
第二節	吸収合併	二九七
第一款	株式会社が存続する	二九七

第二款	吸収合併	二九七
	持分会社が存続する 吸収合併	二九八
第三款	新設合併	二九八
第一款	株式会社を設立する 新設合併	二九八
第二款	持分会社を設立する 新設合併	二九九
第三章	会社分割	三〇〇
第一節	吸収分割	三〇〇
第一款	通則	三〇〇
第二款	株式会社に権利義務 を承継させる吸収分 割	三〇〇
第三款	持分会社に権利義務 を承継させる吸収分 割	三〇〇
第二節	新設分割	三〇三
第一款	通則	三〇三
第二款	株式会社を設立する 新設分割	三〇三
第三款	持分会社を設立する 新設分割	三〇三
第四章	株式交換及び株式移転	三〇四
第一節	株式交換	三〇五
第一款	通則	三〇五
第二款	株式会社に発行済株 式を取得させる株式 交換	三〇五
第三款	合同会社に発行済株 式を取得させる株式 交換	三〇五
第二節	株式移転	三〇六
第五章	組織変更、合併、会社分割、 株式交換及び株式移転の 手続	三〇七
第一節	組織変更の手続	三〇八
第一款	株式会社の手続	三〇八

第二款	持分会社の手続	三〇九
第一節	吸収合併等の手続	三〇九
第一款	吸収合併消滅会社、 吸収分割会社及び株 式交換完全子会社の 手続	三〇九
第二目	株式会社の手続	三〇九
第二目	持分会社の手続	三〇九
第二款	吸収合併存続会社、 吸収分割承継会社、 及び株式交換完全親会 社の手続	三〇九
第一目	株式会社の手続	三〇九
第二目	持分会社の手続	三〇九
第三節	新設合併等の手続	三〇九
第一款	新設合併消滅会社、 新設分割会社及び株 式移転完全子会社の 手続	三〇九
第一目	株式会社の手続	三〇九
第二目	持分会社の手続	三〇九
第二款	新設合併設立会社、 新設分割設立会社及 び株式移転設立完全 親会社の手続	三〇九
第一目	株式会社の手続	三〇九
第二目	持分会社の手続	三〇九
第六編	外国会社	三一一
第七編	雑則	三一一
第一章	会社の解散命令等	三一一
第一節	会社の解散命令	三一一
第二節	外国会社の取引継続禁 止又は営業所閉鎖の命 令	三一一
第二章	訴訟	三一一
第一節	会社の組織に関する訴	三一一

第一節の二 売渡株式等の取得の無効の訴え……………三三

第二節 株式会社における責任追及等の訴え……………三六

第三節 株式会社社員の解任の訴え……………三〇

第四節 特別清算に関する訴え……………三〇

第五節 持分会社の社員の除名の訴え等……………三〇

第六節 清算持分会社の財産処分の取消しの訴え……………三三

第七節 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え……………三三

第三章 非訟……………三三

第一節 総則……………三三

第二節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手續に関する特別……………三三

第三節 特別清算の手續に関する特別……………三三

第一款 通則……………三三

第二款 特別清算の開始の手續に関する特別……………三五

第三款 特別清算の実行の手續に関する特別……………三五

第四款 特別清算の終了の手續に関する特別……………三六

第四節 外国会社の清算の手續に関する特別……………三六

第五節 会社の解散命令等の手續に関する特別……………三六

第四章 登記……………三七

第一節 総則……………三七

第二節 会社の登記……………三七

第一款 本店の所在地における登記……………三七

第二款 支店の所在地における登記……………三七

る登記……………四一

第三節 外国会社の登記……………四一

第四節 登記の嘱託……………四二

第五章 公告……………四四

第一節 総則……………四四

第二節 電子公告調査機関……………四四

第八編 罰則……………四七

商法(抄)……………五三

保険法……………五五

第一章 総則……………五五

第二章 損害保険……………五五

第一節 成立……………五五

第二節 効力……………五五

第三節 保険給付……………五五

第四節 終了……………五五

第五節 傷害疾病損害保険の特則……………五五

第六節 適用除外……………五五

第三章 生命保険……………五九

第一節 成立……………五九

第二節 効力……………五九

第三節 保険給付……………五九

第四節 終了……………五九

第四章 傷害疾病定額保険……………六三

第一節 成立……………六三

第二節 効力……………六三

第三節 保険給付……………六三

第四節 終了……………六三

第五章 雑則……………六四

手形法……………六七

第一編 為替手形……………六七

第一章 為替手形ノ振出及方式……………六七

第二章 裏書……………六七

第三章 引受……………六八

第四章 保証……………六八

第五章 満期……………六九

第六章 支払……………六九

第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求……………七〇

第八章 参加……………七〇

第一節 参加……………七〇

第二節 参加引受……………七〇

第三節 参加支払……………七〇

第九章 複本及贖本……………七三

第一節 複本……………七三

第二節 贖本……………七三

第十章 変造……………七三

第十一章 時効……………七三

第十二章 通則……………七三

第二編 約束手形……………七三

小切手法……………七五

第一章 小切手ノ振出及方式……………七五

第二章 譲渡……………七五

第三章 保証……………七五

第四章 示及支払……………七六

第五章 線引小切手……………七七

第六章 支払拒絶ニ因ル遡求……………七七

第七章 複本……………七六

第八章 変造……………七九

第九章 時効……………七九

第十章 支払保証……………七九

第十一章 通則……………七九

**民事訴訟法編**

民事訴訟法(抄)……………八一

非訟事件手續法(抄)……………八七

民事執行法

- 第一章 総則……………三九〇
- 第二章 強制執行……………三九五
  - 第一節 総則……………三九五
  - 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行……………三九五
  - 第一款 不動産に対する強制執行……………三九五
  - 第一目 通則……………三九五
  - 第二目 強制競売……………三九五
  - 第三目 強制管理……………四〇四
  - 第二款 船舶に対する強制執行……………四〇六
  - 第三款 動産に対する強制執行……………四〇七
  - 第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行……………四〇九
  - 第一目 債権執行等……………四〇九
  - 第二目 少額訴訟債権執行……………四一三
  - 第五款 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例……………四一五
  - 第三款 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行……………四一六
  - 第三章 担保権の実行としての競売等……………四一八
  - 第四章 債務者の財産状況の調査……………四二〇
  - 第一節 財産開示手続……………四二〇
  - 第二節 第三者からの情報取得手続……………四二二
  - 第五章 罰則……………四二三
  - 民事保全法……………四二四
  - 第一章 総則……………四二四

第二章 保全命令に関する手続

- 第一章 総則……………四四〇
- 第二章 保全命令……………四四〇
  - 第一節 通則……………四四〇
  - 第一款 仮差押命令……………四四〇
  - 第二款 仮処分命令……………四四五
  - 第三款 保全異議……………四四六
  - 第四節 保全取消……………四四七
  - 第五節 保全抗告……………四四七
  - 第三章 保全執行に関する手続……………四四七
  - 第一節 総則……………四四七
  - 第二節 仮差押えの執行……………四四八
  - 第三節 仮処分の執行……………四四九
  - 第四章 仮処分の効力……………四四九
  - 第五章 罰則……………四四九
- 破産法……………四五一
- 第一章 総則……………四五一
- 第二章 破産手続の開始……………四五一
  - 第一節 破産手続開始の申立て……………四五一
  - 第二節 破産手続開始の決定……………四四三
  - 第三節 破産手続開始の効果……………四四六
  - 第一款 通則……………四四六
  - 第二款 破産手続開始の効果……………四四六
  - 第三款 取戻権……………四四九
  - 第四款 別除権……………四四九
  - 第五款 相殺権……………四四九
  - 第三章 破産手続の機関……………四四九
  - 第一節 破産管財人の選任及び監督……………四四九
  - 第一款 破産管財人の選任……………四四九
  - 第二款 破産管財人の権限等……………四四九
  - 第二節 保全管理人……………四四九
  - 第四章 破産債権……………四四九
  - 第一節 破産債権者の権利……………四四九
  - 第二節 破産債権の届出……………四四九
  - 第三節 破産債権の調査及び確定……………四四九

第一款 通則

- 第一款 通則……………四四六
- 第二款 書面による破産債権の調査……………四四六
- 第三款 期日における破産債権の調査……………四四七
- 第四款 破産債権の確定……………四四七
- 第五款 租税等の請求権等についての特例……………四四九
- 第四節 債権者集会及び債権者委員会……………四四九
- 第一款 債権者集会……………四四九
- 第二款 債権者委員会……………四四九
- 第五章 財団債権……………四五一
- 第六章 破産財団の管理……………四五一
- 第一節 破産者の財産状況の調査……………四五一
- 第二款 否認権……………四五一
- 第三款 法人の役員等の追及等……………四五一
- 第七章 破産財団の換価……………四五一
- 第一節 通則……………四五一
- 第二款 担保権の消滅……………四五一
- 第三款 商事留置権の消滅……………四五一
- 第八章 配当……………四五一
- 第一節 通則……………四五一
- 第二款 最後配当……………四五一
- 第三款 簡易配当……………四五一
- 第四節 同意配当……………四五一
- 第五節 中間配当……………四五一
- 第六節 追加配当……………四五一
- 第九章 破産手続の終了……………四五一
- 第十章 相続財産の破産等に関する特則……………四五一
- 第一節 相続財産の破産……………四五一
- 第二節 相続人の破産……………四五一
- 第三節 受遺者の破産……………四五一
- 第十章の二 信託財産の破産に関する特則……………四五一

第十一章	外国倒産処理手続がある場合の特則	四六七
第十二章	免責手続及び復権	四六八
第一節	免責手続	四六八
第二節	復権	四七〇
第十三章	雑則	四七〇
第十四章	罰則	四七二
<b>民事再生法</b>		
第一章	総則	四七四
第二章	再生手続の開始	四七七
第一節	再生手続開始の申立て	四七七
第二節	再生手続開始の決定	四七九
第三章	再生手続の機関	四八二
第一節	監督委員	四八二
第二節	調査委員	四八三
第三節	管財人	四八三
第四節	保全管理人	四八五
第四章	再生債権	四八六
第一節	再生債権者の権利	四八六
第二節	再生債権の届出	四八六
第三節	再生債権の調査及び確定	四八八
第四節	債権者集会及び債権者委員会	四九一
第五章	共益債権、一般優先債権及び開始後債権	四九二
第六章	再生債務者の財産の調査及び確保	四九三
第一節	再生債務者の財産状況の調査	四九三
第二節	否認権	四九四
第三節	法人の役員の責任の追及	四九七
第四節	担保権の消滅	四九八
第七章	再生計画	四九九
第一節	再生計画の条項	四九九
第二節	再生計画案の提出	五〇〇

第三節	再生計画案の決議	五〇一
第四節	再生計画の認可等	五〇三
第八章	再生計画認可後の手続	五〇五
第九章	再生手続の廃止	五〇六
第十章	住宅資金貸付債権に関する特則	五〇七
第十一章	外国倒産処理手続がある場合の特則	五〇七
第十二章	簡易再生及び同意再生に関する特則	五〇九
第一節	簡易再生	五〇九
第二節	同意再生	五一〇
第十三章	小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則	五一二
第一節	小規模個人再生	五一二
第二節	給与所得者等再生	五一六
第十四章	再生手続と破産手続との間の移行	五一八
第一節	破産手続から再生手続への移行	五一八
第二節	再生手続から破産手続への移行	五二九
第十五章	罰則	五三二
<b>会社更生法(抄)</b>		
<b>諸法編</b>		
◎金融・証券・保険		
<b>日本銀行法(抄)</b>		
<b>銀行法</b>		
第一章	総則	五五四
第二章	業務	五五七
第二章の二	子会社等	五五七

第三章	經理	五五九
第四章	監督	五五九
第五章	合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け	五七〇
第六章	廃業及び解散	五七八
第七章	外国銀行支店	五八九
第七章の二	外国銀行代理業務に関する特則	五八九
第七章の三	株主	五九三
第一節	通則	五九三
第二節	銀行主要株主に係る特例	五九五
第一款	通則	五九五
第二款	監督	五九五
第三款	雑則	五九六
第三款	銀行持株会社に係る特例	五九六
第一款	通則	五九七
第二款	業務及び子会社等	五九七
第三款	經理	五九八
第四款	監督	五九八
第五款	雑則	五九九
第七章の四	銀行代理業	五九九
第一節	通則	五九九
第二節	業務	六〇〇
第三節	經理	六〇〇
第四節	監督	六〇〇
第五節	所属銀行等	六〇〇
第六節	雑則	六〇〇
第七章の五	電子決済等代行業	六〇〇
第一節	通則	六〇〇
第二節	業務	六〇〇
第三節	監督	六〇〇
第四節	認定電子決済等代行業事業者協会	六〇〇
第五節	雑則	六〇〇
第七章の六	指定紛争解決機関	六〇〇
第一節	通則	六〇〇



第五章 雑則	八四〇
第六章 罰則	八五〇
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(抄)	八五五
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	八五五
偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律	八七四
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	八七五
第一章 総則	八七五
第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置	八七七
第三章 預金等に係る債権の消滅手続	八七五
第四章 被害回復分配金の支払手続	八七五
第一章 通則	八七五
第二章 手続の開始等	八七五
第三章 支払の申請及び決定等	八七五
第四章 支払の実施等	八八〇
第五章 手続の終了等	八八〇
第五章 預金保険機構の業務の特例等	八八二
第六章 雑則	八八二
第七章 罰則	八八三
特定融資枠契約に関する法律	八八四
貸金業法(抄)	八八五

臨時金利調整法	九〇二
利息制限法	九〇二
第一章 利息等の制限	九〇二
第二章 営業的金銭消費貸借の特則	九〇三
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	九〇四
預金等に係る不当契約の取締りに関する法律	九〇七
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(抄)	九〇八
◎市場経済	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)	九四四
不正な取引方法	九四三
不当景品類及び不当表示防止法	九四四
第一章 総則	九四四
第二章 景品類及び表示に関する規制	九四四
第一章 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止	九四四
第二章 措置命令	九四五
第三章 課徴金	九四五
第四章 景品類の提供及び表示の管理上の措置	九四六
第五章 報告の徴収及び立入検査等	九四九

第三章 適格消費者団体の差止請求権等	九四九
第四章 協定又は規約	九四九
第五章 雑則	九五九
第六章 罰則	九五〇
不正競争防止法(抄)	九五二
◎消費者保護	
金融商品の販売等に関する法律	九五八
金融商品の販売等に関する法律施行令	九五八
消費者契約法(抄)	九五三
電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律	九五四
◎その他	
個人情報保護に関する法律(抄)	九五八
個人情報保護の保護に関する法律施行令(抄)	九五八
個人情報保護の保護に関する法律施行令(抄)	九五八
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抄)	九五八
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	九五八
第一章 総則	九五八
第二章 遺留分に関する民法の特例	九五八
第三章 支援措置	九五〇

第四章 雑則……………九七三

国税徴収法(抄)……………九七三

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律……………九八〇

第一章 総則……………九八〇

第二章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等……………九八一

第一節 動産に対する強制執行等……………九八一

等……………九八一

第二節 不動産又は船舶等に対する強制執行等……………九八二

第三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等……………九八二

第三章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分……………九八四

第一節 動産に対する滞納処分……………九八四

第二節 不動産又は船舶等に対する滞納処分……………九八四

第三節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分……………九八五

第四章 雑則……………九八六

刑法(抄)……………九八六

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(抄)……………九八八

著作権法(抄)……………九八九

特許法(抄)……………九九五

弁護士法(抄)……………一〇〇三

判例編

第一 銀行取引一般……………一〇〇四

一 銀行の責任……………一〇〇四

(1) 支店長(表見支配人)の地位と責任……………一〇〇四

(2) 支店次長・支店長代理らの地位と責任……………一〇〇四

使用者責任……………一〇〇四

信用照会……………一〇〇五

説明義務……………一〇〇五

個人情報保護責任……………一〇〇六

文書提出命令……………一〇〇六

弁護士会照会……………一〇〇七

銀行取締役の忠実義務……………一〇〇七

監査役・監事の忠実義務……………一〇〇八

二 取引の相手方……………一〇〇九

1 制限行為能力者・障害者と取引……………一〇〇九

2 代理人との取引……………一〇一〇

3 親子間の利益相反行為……………一〇一〇

(1) 代理権の授与……………一〇一〇

(2) 双方代理……………一〇一一

(3) 表見代理……………一〇一一

(4) 無権代理行為の追認……………一〇一二

(5) 無権代理人の責任……………一〇一二

(6) 代理人の権限濫用……………一〇一三

(7) 会社との取引……………一〇一三

(8) 会社目的の範囲……………一〇一三

4 表見代表取締役の行為と会社の責任……………一〇一三

(9) 取締役と会社間の取引……………一〇一四

(10) 代表取締役の権限濫用……………一〇一五

法人格の否認……………一〇一五

代表取締役・取締役の責任……………一〇一五

地方公共団体との取引……………一〇一六

5 公益法人との取引……………一〇一七

6 組合との取引……………一〇一七

7 権利能力なき社団・財団との取引……………一〇一七

8 共同企業体との取引……………一〇一八

9 名板貸の責任……………一〇一八

10 無権利者との取引(権利外観の法理)……………一〇一八

第二預金……………一〇一九

一 預金契約……………一〇一九

(1) 預金契約の性質……………一〇一九

(2) 預金契約の成立……………一〇一九

(3) 振込による預金……………一〇一九

(4) 預金者の認定……………一〇二〇

(5) 盗取・詐取した金銭による預金……………一〇二〇

(6) 預金契約の仮装……………一〇二〇

(7) 員外預金……………一〇二〇

(8) 預金の書替え……………一〇二〇

(9) 口座開設時の本人確認義務……………一〇二〇

二 預金取引約款……………一〇二一

(1) 預金の支払……………一〇二一

(2) 受領権者としての外観を有する者に対する弁済……………一〇二一

(3) 口座引落し……………一〇二二

(4) 預金の弁済供託……………一〇二二

(5) その他……………一〇二三

(6) 預金の差押・転付……………一〇二三

(7) 預金に対する転付命令の効力……………一〇二四

(8) 預金に対する仮差押……………一〇二四

(9) 預金との相殺……………一〇二五

(10) 預金者からの相殺……………一〇二五

預金の相続……………一〇二六



(9)(8)(7)(6)	(5)(4)(3)(2)(1)	一	二	三	四	五	六	七
代理貸付	増担保	保証貸付	保証契約者貸付	融資契約	金銭消費貸借の要物性	返済期日	組合貸付・員外貸付	金銭消費貸借の利息・損害金
〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五
一	二	三	四	五	六	七	八	九
送金	電信送金	送金小切手の支払	振込	組戻し	外国為替	付随業務	株式払込	保管業務
〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
為替	金	電信送金	送金小切手の支払	振込	組戻し	外国為替	付随業務	株式払込
〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五

九八	七六	五	四	三	二	一
(1)目的別各種担保	(2)譲渡担保	(3)譲渡担保契約	(4)譲渡担保の所有権移転	(5)譲渡担保権の行使	(6)譲渡担保権の消滅	(7)譲渡担保権の消滅請求
〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六
八	七	六	五	四	三	二
留置権	民事留置権	商事留置権	留置権の履行	質権	質取特権	抵当権
〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六
一	二	三	四	五	六	七
留置権	民事留置権	商事留置権	留置権の履行	質権	質取特権	抵当権
〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六	〇〇六

二	一
(3)(2)(1)時効期間	(1)相続人
〇〇七	〇〇七
二	一
(1)時効期間	(2)時効利益の放棄
〇〇七	〇〇七
一〇	九
債権管理	債権管理
〇〇七	〇〇七
九	八
保証証	保証証
〇〇七	〇〇七

三	(6)(5)(4)	時効の援用……………	〇九
	(6)	時効の完成猶予……………	〇九
	(6)	権利失効の原則……………	〇九
	(6)	債権者代位権・許害行為取消権……………	〇九
	(1)	債権者代位権……………	〇九
	(2)	許害行為取消権の一般的要件……………	〇九
	(3)	許害行為取消権の行使と効力……………	〇九
	(4)	本旨弁済・代物弁済・贈与……………	〇九
	(5)	担保権設定……………	〇九
	(6)	不動産・動産の譲渡……………	〇九
	(7)	金銭給付……………	〇九
	(8)	債権譲渡……………	〇九
四	(1)	指名債権の譲渡……………	〇九
	(2)	将来債権の譲渡……………	〇九
	(3)	対抗要件……………	〇九
	(4)	異議をとめない債務者の承諾……………	〇九
	(5)	譲渡禁止特約……………	〇九
	(6)	債権譲渡登記……………	〇九
	(7)	信託……………	〇九
	(8)	営業の譲渡……………	〇九
	(9)	委任者の死亡……………	〇九
	(10)	債務引受……………	〇九
	(11)	企業再編……………	〇九
		第一一 債権回収……………	〇〇
一	(1)	弁済による回収……………	〇〇
	(2)	弁済の方法……………	〇〇
	(3)	弁済充当……………	〇〇
	(4)	第三者の弁済……………	〇〇
	(5)	弁済による代位……………	〇〇
	(6)	代物弁済……………	〇〇
	(7)	一部弁済……………	〇〇
		弁済供託……………	〇〇

二	(1)	相殺による回収……………	〇二
	(2)	自働債権の要件……………	〇二
	(3)	相殺適状……………	〇二
	(4)	相殺通知……………	〇二
	(5)	受領権者としての外観を有する者に対する相殺……………	〇二
	(6)	受働債権の譲渡・差押・転付と相殺……………	〇二
	(7)	相殺予約……………	〇二
	(8)	相殺と信義則……………	〇二
	(9)	相殺禁止……………	〇二
	(10)	相殺充当……………	〇二
	(11)	差引計算合意……………	〇二
	(12)	抵当権実行による回収……………	〇二
	(13)	競売申立手続……………	〇二
	(14)	執行異議・抗告……………	〇二
	(15)	売却手続……………	〇二
	(16)	抵当権の実行による不動産所有権移転……………	〇二
三	(1)	共同抵当と代位……………	〇二
	(2)	根抵当権の実行……………	〇二
	(3)	抵当物件に設定された賃借権の効力……………	〇二
	(4)	抵当物件に対する留置権の効力……………	〇二
	(5)	抵当物件に対する通行地役権……………	〇二
	(6)	抵当物件の第三取得者……………	〇二
	(7)	保全処分……………	〇二
	(8)	引渡命令……………	〇二
	(9)	配当……………	〇二
	(10)	競売物件の瑕疵……………	〇二
	(11)	競売入札妨害……………	〇二
	(12)	担保不動産収益執行……………	〇二
	(13)	質料債権に対する物上代位……………	〇二
	(14)	質料債権……………	〇二
四		第一二 債権回収……………	〇〇

五	(1)	法定地上権・一括競売……………	二四
	(2)	抵当更地上に築造された建物……………	二四
	(3)	抵当地上建物の建替え……………	二四
	(4)	土地・建物の共有……………	二四
	(5)	仮登記・仮差押された土地……………	二四
	(6)	土地・建物の所有者……………	二五
	(7)	土地・建物の共同抵当……………	二五
	(8)	抵当権者の明渡請求……………	二五
	(9)	強制執行・保全処分……………	二五
	(10)	訴えの提起……………	二五
	(11)	公正証書による執行……………	二五
	(12)	第三者異議……………	二五
	(13)	不動産の差押・売却……………	二五
	(14)	債権差押……………	二五
	(15)	保険金の差押……………	二五
	(16)	出資持分の差押……………	二五
	(17)	転付命令……………	二五
	(18)	譲渡・売却命令……………	二五
	(19)	配当……………	二五
	(20)	財産開示手続……………	二五
	(21)	仮差押……………	二五
	(22)	仮処分……………	二五
	(23)	強制競売の担保責任……………	二五
	(24)	違法・不当執行と銀行の責任……………	二五
		第一二 倒産……………	二〇
一	(1)	破産手続……………	二〇
	(2)	否認権……………	二〇
	(3)	別除権……………	二〇
	(4)	相殺権……………	二〇
	(5)	破産者の免責……………	二〇
	(6)	会社更生……………	二〇
	(7)	民事再生……………	二〇
二		第一二 倒産……………	二〇
三		第一二 倒産……………	二〇

(1) 民事再生手続……………二六  
 共益債権……………二六  
 否認権……………二六  
 別除権……………二九  
 相殺権・相殺禁止……………二九  
 中止命令……………二〇  
 担保権消滅許可……………二〇  
 小規模個人再生手続……………二〇  
 (2)……………二六  
 (3)……………二六  
 (4)……………二九  
 (5)……………二九  
 (6)……………二〇  
 (7)……………二〇  
 (8)……………二〇

**銀行取引引約定書関係**

銀行取引引約定書ひな型……………一三四  
 暴力団排除条項参考例……………三四  
 (銀行取引引約定書に盛り込む場合)……………三四  
 信用金庫取引引約定書(参考例)……………三〇  
 信用組合取引引約定書……………三〇  
 農協取引引約定書……………三〇

**当座勘定・手形交換関係**

当座勘定規定ひな型……………一七  
 暴力団排除条項参考例……………二九  
 (当座勘定規定に盛り込む場合)……………二九  
 約束手形用法ひな型……………二〇  
 為替手形用法ひな型……………二〇  
 小切手用法(一般当座用)ひな型……………二四  
 東京手形交換所規則、同施行細則……………二五

**預金関係**

総合口座取引規定ひな型……………三三  
 普通預金規定ひな型……………三六  
 暴力団排除条項参考例……………三六  
 (普通預金規定に盛り込む場合)……………三六  
 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた普通預金規定・参考例……………二七

**融資関係**

預金規定・参考例……………四〇  
 普通預金規定(個人用)(参考例)……………四〇  
 貯蓄預金規定ひな型……………四三  
 期日指定定期預金規定ひな型(通帳式)……………四七  
 通知預金規定ひな型(通帳式)……………四七  
 定期積金規定ひな型……………四七  
 カード規定試案……………四六

**消費者ローン契約書**

(非提携月利方式)(参考例)……………五三  
 当座勘定貸越約定書……………五三  
 支払承諾約定書……………五五  
 定期預金担保差入証……………五五  
 商業手形担保約定書……………五八  
 有価証券担保差入証……………六一  
 金銭消費貸借契約証書……………六二  
 根抵当権設定契約証書……………六二  
 (単独担保・累積式)……………六二  
 信用保証協会保証契約約定書例……………六四

**為替関係**

代金取立規定ひな型……………六五  
 振込規定ひな型……………六六

**貸金庫**

貸金庫規定ひな型……………六九  
 暴力団排除条項参考例……………六九  
 (貸金庫規定に盛り込む場合)……………六九

**その他**

銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約……………七一

銀行業における表示に関する公正競争規約……………七三  
 印紙税……………七六  
 登録免許税……………七八

第一編 総則

第一章 通則

(基本原則)

- ① 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- ② 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- ③ 権利の濫用は、これを許さない。

(解釈の基準)

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第二章 人

第一節 権利能力

第三条 ① 私権の享有は、出生に始まる。

② 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第二節 意思能力

第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかつたときは、その法律行為は、無効とする。

第三節 行為能力

(成年)  
第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)  
第五条 ① 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

- ② 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときは、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第六条 ① 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者同一の行為能力を有する。

- ② 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(後見開始の審判)

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

(成年被後見人及び成年後見人)  
第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

(成年被後見人の法律行為)

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

(後見開始の審判の取消し)

第一〇条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ)、後見監督人

(未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ)又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

(保佐開始の審判)

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者は、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

(被保佐人及び保佐人)

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 ① 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領取し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう)をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築、又は大修繕をすること。
- 九 第六百三十二条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ)の法定代理人としてすること。

② 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若

しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができ。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

③ 保佐人の同意を得なければならぬ行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

④ 保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)

① 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

① 精神上の障害により事理を弁識する能力が十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

② 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意を得なければならない。

③ 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判ともしなければならない。

(被補助人及び補助人)

① 第六十一条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができ。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

② 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意を得なければならない。

③ 補助人の同意を得なければならぬ行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

④ 補助人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

① 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

③ 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

④ 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは

被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方)

① 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ)となつた後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ。この場合において、その者がその期間内に確答を發しないときは、その行為を追認したものとみなす。

② 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に對し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を發しないときも、同様後段と同様とする。

③ 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方)

① 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ)となつた後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ。この場合において、その者がその期間内に確答を發しないときは、その行為を追認したものとみなす。

② 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に對し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を發しないときも、同様後段と同様とする。

③ 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

④ 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得べき旨の催告をすることができ。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

① 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができる。

② 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

(住所)

① 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

(居所)

① 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

② 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

③ 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

② 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

(仮住所)  
 第二四條 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関して、その仮住所を住所とみなす。

第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

(不在者の財産の管理)

第二五條 ① 従来住所又は居所を去つた者(以下「不在者」といふ)がその財産の管理人(以下この節において単に「管理人」といふ)を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができ、本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

② 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならぬ。

(管理人の改任)

第二六條 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

(管理人の職務)

第二七條 ① 前二條の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならぬ。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

② 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

③ 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対

し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

(管理人の権限)

第二八條 管理人は、第三三條に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができ、不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

(管理人の担保提供及び報酬)

第二九條 ① 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

② 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

(失踪の宣告)

第三〇條 ① 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができ、

② 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在つた者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去つた後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

(失踪の宣告の効力)

第三一條 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去つた時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消)

第三二條 ① 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力

に影響を及ぼさない。  
 ② 失踪の宣告によつて財産を得た者は、その取消しによつて権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第六節 同時死亡の推定

第三二條の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

第三章 法人

(法人の成立等)

第三三條 ① 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

② 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

(法人の能力)

第三四條 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(外国法人)

第三五條 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

② 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同様の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(登記)

第三六條 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定

めるところにより、登記をするものとする。

(外国人の登記)

第三十七条 ① 外国人(第三十五条第一項ただし書に規定する外国人に限る。以下この条において同じ)が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 外国人の設立の準拠法
- 二 目的
- 三 名称
- 四 事務所の所在場所
- 五 存続期間を定めたときは、その定め
- 六 代表者の氏名及び住所

② 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前であつては、その変更をもつて第三者に対抗することができない。

③ 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

④ 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。

⑤ 外国人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

⑥ 外国人が事務所を移転したときは、旧所在地において三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

⑦ 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

⑧ 外国人の代表者が、この条に規定する登記を怠つたときは、五十万円以下の過料に処する。

第三八条から第八四条まで 削除

第四章 物

(定義)

第八五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(不動産及び動産)

第八六条 ① 土地及びその定着物は、不動産とする。

② 不動産以外の物は、すべて動産とする。

(主物及び従物)

第八七条 ① 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

② 従物は、主物の処分に従つて。

(天然果実及び法定果実)

第八八条 ① 物の用法に従い、收取する産出物を天然果実とする。

② 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

(果実の帰属)

第八九条 ① 天然果実は、その元物から分離する時に、これを收取する権利を有する者に帰属する。

② 法定果実は、これを收取する権利の存続期間に応じ、日割計算によりこれを取得する。

第五章 法律行為

第一節 総則

(公序良俗)

第九〇条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

(任意規定と異なる意思表示)

第九一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

(任意規定と異なる慣習)

第九二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

第二節 意思表示

(心裡留保)

第九三条 ① 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つてしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

② 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(虚偽表示)

第九四条 ① 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

② 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(錯誤)

第九五条 ① 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであつて、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

② 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされることが表示されていたときに限り、することができ。

③ 錯誤が表意者の重大な過失によるものであつた場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者が錯誤があることを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたとき。

二 相手方が表意者が重大な過失によるものであることを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。  
④ 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(詐欺又は強迫)  
第九六条 ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができ。  
② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

③ 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。  
(意思表示の効力発生時期等)  
第九七条 ① 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。  
② 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

③ 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。  
(公示による意思表示)  
第九八条 ① 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

② 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成八年法律第九〇号)の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行つ。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。  
③ 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方

を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。  
④ 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。  
⑤ 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならぬ。  
(意思表示の受領能力)  
第九八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者若しくはその意思表示を知った後は、この限りでない。  
一 相手方の法定代理人  
二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

第三節 代理  
(代理行為の要件及び効果)  
第九九条 ① 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。  
② 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示に於て準用する。  
(本人のためにすることを示さない意思表示)  
第一〇〇条 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。

(代理行為の瑕疵)  
第一〇一条 ① 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知つていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無

は、代理人について決するものとする。  
② 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知つていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。  
③ 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知つていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同様とする。

(代理人の行為能力)  
第一〇二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。  
(権限の定めのない代理人の権限)  
第一〇三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。  
一 保存行為  
二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(任意代理人による復代理人の選任)  
第一〇四条 委任による代理人は、本人の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができる。  
(法定代理人による復代理人の選任)  
第一〇五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。  
(復代理人の権限等)  
第一〇六条 ① 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

---

金融取引小六法 2020年版

---

2019年12月20日 第1刷発行

編集代表 神 田 秀 樹  
判例編 黒 田 直 行  
責任編集  
発行者 金 子 幸 司  
発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京 03 (3267) 4812 大阪 06 (6261) 2911 名古屋 052 (332) 3511 福岡 092 (411) 0805

---

ケースデザイン／アンシークデザイン

制作／地切 修 印刷／富士リプロ(株) 製本／(株)ブックアート

---

© Hideki Kanda 2019 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2445-2

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ | [書籍・DVD・定期刊行誌](#) | [メニュー下部の](#) [追補・正誤表](#) | )

定価はケースに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。